

第五回國會 商工委員會 議案錄 第三号

(三)

昭和二十四年三月二十五日（金曜日）

午後一時四十三分開議

出席委員

委員長代理 理事神田 博君

理事澁谷雄太郎君 理事村上 勇君

理事今澄 勇君 理事川上 貫二君

阿左美廣治君 岩川 與助君

江田斗米吉君 門脇勝太郎君

小金 義昭君 高木吉之助君

多武良哲三君 福田 一君

永井 要藏君 橋本 金一君

水谷長三郎君 石田 一松君

出席國務大臣

大藏大臣 池田 勇人君

商工大臣 稻垣平太郎君

出席政府委員

商工政務次官 有田 二郎君

鉱山局長 長谷川輝彦君

工務局長 玉置 敬三君

工務局長 渡邊 誠君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

本日の會議に付した事件
理事の互選
石炭鉱業等の損失の補てんに関する
法律案（内閣提出第九号）

○神田委員長代理 これより商工委員
會を開会いたします。

本日は委員長におさしつかえがござ
いますので、私が委員長の職務を行
います。議事に入るに先だちまして、諸

般の御報告をいたします。昨二十四日
長谷川四郎君が委員を辞任せられ、新
たに田中伊三次君が委員となられまし
た。

なお昨日委員長より議長に提出いた
しました商工行政に関する事項につ
いての國政調査承認要求書は本日承認を
得ました。以上御報告いたします。

次に去る十九日の委員会の理事互選
に際しまして、理事一名の委員長指名
が留保されておりましたが、この際御
指名を申し上げます。橋本 金一君

を理事に指名いたします。

それではただいまより昨二十四日本
委員会に付託せられました石炭鉱業等
の損失の補てんに関する法律案内閣提
出第九号を議題とし、その審査に移り
ます。まず本案の趣旨について説明を
求めます。稲垣商工大臣。

石炭鉱業等の損失の補てんに関
する法律案
（損失の補てん）

第一條 政府は、石炭鉱業その他の
鉱業又は電気事業を業とする者に
対し、石炭鉱業については昭和二十
二年七月六日から昭和二十三年

六月二十二日までの間、石炭鉱業
以外の鉱業については昭和二十三
年五月一日から昭和二十三年七月
三十一日までの間、電気事業につ
いては昭和二十一年十一月一日か

ら昭和二十三年六月二十二日まで
の間におけるその者の責に帰する
ことのできない事由による損失
で、生産の確保のため避けること
ができなかつたと認められるものを補
てんする。

2 前項の規定により政府が補てん
する金額は、石炭鉱業については
総額百七億九千四百万円、石炭
業以外の鉱業については総額三億
二千八百万円、電気事業について
は総額二十九億九千二百万円をこ
えてはならない。

3 第一項の規定により補てんする
金額は、商工大臣が大藏大臣と協
議して定める基準に従い、商工大
臣が定める。

（登録國債の交付）
第二條 政府は、前條の補てんの債
務の決済を、登録國債の交付によ
り行うことができる。

2 前項の規定により決済のため交
付する登録國債の交付価格、償還
期限及び利率は、次の通りとする。

一 交付価格
額面百円につき百円

二 償還期限
十年

三 利率
年五分五厘

3 政府は、前條の補てんの債務の
決済のため必要な金額を限り、公
債を発行することができる。
（復興金融庫等に対する債務の
弁済）

第三條 第一條の規定により補てん
を受ける者は、復興金融庫又は
別表に掲げる者に対する債務で、
商工大臣の指定するものがあると
きは、商工大臣及び大藏大臣の指
示するところに従い、同條の規定
による補てんとして前條に定める
登録國債を受ける権利をもつて当
該債務を弁済しなければならない
い。

2 前項の者は、復興金融庫に対
する債務で同項に掲げるもの以外
のもの又は別表に掲げる者に対す
る債務で商工大臣の指定するもの
があるときは、同項の権利をもつ
て当該債務を弁済することができる。

3 別表に掲げる者が前二項の規定
により弁済を受領したときは、商
工大臣及び大藏大臣の指示すると
ころに従い、弁済として受領した
第一項の権利をもつて復興金融庫
庫に対する債務を弁済しなければ
ならない。

4 前三項の弁済により消滅する債
務の額は、弁済に充てられた権利
に係る登録國債の額面に相当する
額とする。

（復興金融庫の償還）
第四條 復興金融庫は、日本銀行
の所有する復興金融庫券の償還を
するに当り、前條の規定により弁
済として受領した権利に係る登録
國債をもつて償還に充てることが
できる。

2 前項の規定により償還される復
興金融庫券の額は、償還に充てら
れた登録國債の額面に相当する額
とする。

（税法の特例）
第五條 第一條の規定による補てん
を受けた損失の金額のうち、補て
んを受けた日の属する事業年度開
始の前一年にあたる日の前日以
前に開始した事業年度において生
じたもので、法人税法（昭和二十
二年法律第二十八号）による所得
及び地方税法（昭和二十三年法律
第百十号）により事業税を課する
場合における所得の計算上まだ損
金として繰入金から控除されたこ
とのないものについては、これら
の所得の計算上、これを益金に算
入しない。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

別表
北海道石炭株式会社
常磐石炭株式会社
山口石炭株式会社
北九州石炭株式会社
西九州石炭株式会社

○稲垣國務大臣 ただいま議題と相
なつております石炭鉱業等の損失の補
てんに関する法律案の提案理由を、御
説明申し上げます。
政府は先般石炭鉱業等の新勘定の
赤字処理方針について、鋭意慎重な検

討を進めて来たのでありますが、その「環」をいたしまして、ここに石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案を國會に提出いたしまして、御審議を仰ぐ次第であります。

昨年の春経済力集中排除法が具体的実施の段階に入りまして、石炭企業等の新勘定に巨額の赤字の累積しているものは、同法によつて企業分割を企図しても、法律技術的に不可能なことが問題となつたのであります。これが新勘定赤字が問題とされるに至つた端緒であります。

次に昨年の秋いわゆる企業三原則が提示されて以来、企業合理化が強く要請されることになり、この面から過去の勘定赤字を急速に処理し、將來の合理的經營の基礎を確立すべきことが、必要とされるに至りました。次第であります。さらにこれと同時に、復金融資の性格に關して根本的な反省が加えられ、過去の赤字融資的色彩を一掃して、健全な金融機関として育成すべきことが要請されることになり、この面から過去において累積した復金融資の返済について、政府において何らかの措置を講ずる必要が生じたわけでありました。

以上の三つの観点から、新勘定の赤字処理方策を検討して来たのであります。石炭鉱業、金屬鉱業、電氣事業の各企業の過去の膨大な赤字の処理を、企業自体の責任において行わせることは事実上不可能であり、また過去の赤字をいかに検討いたしまして、その発生原因から見まして、企業の責任に帰することが、明らかに不合理であると認定される部分が存在するのであります。これらは主として過去

における日本經濟の惡條件下において、これら業種所屬の各企業が、その與えられた生産目標達成のために、避けることができなかったものでありまして、政府において何らかの措置を講ずる必要があると認められるものであります。その額を綿密に検討いたしまして、その結果、石炭鉱業については百七億九千四百万円、電氣事業については二十九億九千二百万円、金屬鉱業については三億二千八百万円を、政府補償により処理することとした次第でございます。

本法案におきまして右の政府補償を全額登録國債によつてまかない、しかもその大部分を復興金融庫に對する債務の弁済に引当てるように規定しております。これは、今回の損失補償金見合の額は、すでに過去において復金をして赤字融資を行つてあつたためでありまして、これによつて政府は、補償の責を失ふことなく、しかも復金の赤字融資の償却の方策をとつたものであります。

以上が大体法案を提出する理由と、その内容の概略であります。本法案による補償金の支出によりまして、石炭、金屬、電氣の三業種の損失を相当程度補填することができ、各企業の経営の健全化達成の大きな要因となると、確信するものでございます。

なお最後に御了解を得ておかなければならないのは、明年度は健全財政の建前からいたしまして、國債の発行を極力抑制する考えであります。本法案による登録國債も、ぜひとも三月三十一日までに交付しなければならぬという時間的制約がございますので、この点十分御了察くださいまして、本

法案の御審議につきまして、最大の御便宜を御供與していただきたいと存する次第でございます。

以上提案の理由を御説明申し上げます。

○神田委員長代理 これにて政府の説明を終ることにいたしまして、引続き質疑に移るのではありませんが、發言は發言順位に従つてこれをお許ししたしたいと思いますので、それらの点につきまして、理事会でちよつと御相談をいたしたいと思ひますから、暫時速記をとめたいと思ひます。

〔速記中止〕

○神田委員長代理 速記を始めてください。都合によりまして三時まで休憩いたしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○神田委員長代理 では三時から再開いたします。

午後一時五十六分休憩

午後三時三十分開議

○村上(男)委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

私が委員長職務を行います。ただちに質疑に移ります。神田君。

○神田委員 二、三お伺いしたいと思ひます。本法案の対象となつております産業の將來並びに關連産業に及ぼす影響が、きわめて重大でありますので、数字の検討もいたしたいのであります。時間の關係等も考慮して、可及的に簡単に、かつ総合的に御尋ねいたしたいと思ひます。

まず石炭鉱業についてであります。第一は赤字発生の原因であります。これを除くことがどういふことに

あるかということが問題だらうと思ひます。今回の御提案によりまして、過去の赤字を補填しようということでありまして、しかもこの赤字をつくつたということが、政府の態度に基いてやつた。すなわち言いかえれば、業者の責めに帰さないものである。そこで政府が補償するのだというふうな構想のうちに承つたのであります。だんだん伺つて参りますと、この補償の対象になつております赤字の発生した時期が、片山内閣あるいは片山内閣當時にできた赤字が大部分でありまして、石炭のごときはほとんどそれで占めてゐるというふうなことであります。かようなことをなぜ今日まで放置しておつたかということが一つ。

それからもう一つは、これでこの赤字が消される。その時期の赤字は消されるのであります。その後の赤字が配付された資料を見ますと相当できております。將來においても赤字が形成されるのではないかと考えられるのであります。まずこの点につきまして商工大臣から的確な御答弁を願ひたいと思ひます。

○稻垣國務大臣 ただいまの神田君の御尋ねに對してお答えいたします。

まず昨日の懇談会でも御報告申し上げたのであります。赤字で補填する額の出た原因は、御指摘のようが一昨年の六月の千八百円ベースから四千三百円に変わりました。その当時の差額につきまして、政府がある程度これを特殊労働並びに物件費については一應これを赤字で融資いたしておいた。しかし將來これを補填するといつたやうな約束であつたやうに聞いております。續いて先般も申し上げましたやう

に、昨年の六月になりました。今度は價格の改訂が行われたわけでありまして、その後につきましては、御承知のやうに資金の補給という形で、これは十月から今年の二月にわたつて、二十四億円の補給金が昨年の暮れの議會に予算内に繰込まれて、御承認を得たやうなことになるのであります。なお御指摘のやうに約八十億円の赤字がなつておりました。これがすでに關連産業の方への負担に相なつておるのであります。このできた原因は約九十四億円のわたります。政府が命じた建設の中で、企業三原則以來その建設を打切られた面がありまして、それが約三十億円の相なつております。三十億円の赤字のけたあと五十億円の、運轉資金の赤字になつております。その三十億円の赤字につきましては目下關係筋と交渉中でありまして、これの補填についていろいろ考へてゐるわけでありまして、なお運轉資金の赤字につきましては、これも何らかの措置を講ずる必要がありはしないかと考へております。

それからなほ片山一昨年の六月から今年までの片山、片山内閣にわたる補填を、今日まではうつつておいたかという御質問であります。この点につきましては、當時からの様子を承りますと、關係筋に對して折衝を繰返えしておつたという事柄と、また一面におきましては業者との間の数字の突き合せといった問題で、今日まで遅延いたしておつたやうな次第であります。はなはだ遺憾であります。そういう事情でありまして、あしからず御了承を願ひたいと思ひます。

○神田委員 いろいろやつておつたが結局こういうことになつたという御答

弁であります。はなはだ私どもとい
たしましては満足できない。行政部が
いる行政をなさるのに、お約束を
なさるようなことはあり得ることだろ
うと思ひます。しかしながらかような
ことはできるだけすみやかに、予算の
伴うものは何らかの措置を立法部に
るべきものであると私は考えます。だ
んだん赤字がふえて来る。にっちもさ
つちも動かなくなつてしまふ。その間
に内閣が二度もかわつておる。そうし
て突如として立法部にこういう跡始末
を持つて来る。こういう考え方が私は
非常な非民主主義的な考え方じやない
かと思ふ。政府の施策といつたしまし
ても、いろ／＼重大なことも私は多いだ
ろうと思ふ。その中から非常に急ぐか
らというので、お出しになつたよう
であります。そのお急ぎになる理由
は私はどうもよくわからない。なぜか
と申しますと、三月三十一日まで
これが通らなかつたならば、交付公債
の時機を失してしまつて、來年度にな
るとこれは出し得ないのだというよう
なことは、どうもわれ／＼立法部側と
しては了解しにくい問題である。そ
で大蔵大臣は他に御用があつて、お出
かけになるように聞いておられます
で、大蔵大臣からひとつこういふ交付
公債を急いで出さなければならぬとい
うことに御同意なさつたいきさつ
を、述べていただきたい。

○池田國務大臣 神田委員にお答えい
たします。お話の通り、今回百五十億
円の交付公債を出して、跡始末をしな
ければならぬという立場になつた原
因は、片山内閣、芦田内閣の物價政
策、労働政策の破綻でございます。私
としてこういうことをお願いするのは

不本意と存じます。しかし石炭鉱業あ
るいは電気工業等、わが國の産業の基
礎をなすものにつきては、いつまで
もこういふふうなものを置いておくこ
とは、これら企業の新設整備に支障が
ありますために、こういうものはでき
るだけ早く片づけたいと考えた次第で
ございます。なお御承知の通り吉田内
閣は経済安定九原則によりまして、來
年度はかかる交付公債によらなければ
ならないような措置は、絶対にとらな
いことを期待しておりますために、あ
いささけのようなのは本年度でやつ
てしまふという氣持でございます。

○神田委員 大蔵大臣の御答弁で、こ
の問題を処理された氣持の一端を知る
ことができたのであります。さら
に兩大臣に伺ひたいのであり
ます。われ／＼はまだこの数字を當つ
ておりませんので、これが正確である
かどうかということはしばらく別とい
たしまして、石炭、電力、非鉄――た
だいま現われておりますこのものに
つきまして、もうこれで補償が全部終
了してしまふのか。あるいはまだあと
くされが残つておるのか。残つておる
とするならばどの程度の額があるの
か。このあとくされの額につきては
てどういふようなお考えを持つておら
れるのか。この機会に兩大臣から明確
な御答弁を得たいと思ひます。

○稲垣國務大臣 ただいまの御質問で
あります。まず電氣の關係につきて
は、御承知のように昨年暮れの議
会で三十五億円の補給金のわがとつ
てあります。ところが賃金に対する争
議の問題が結末がつきませんので、そ
のまま保留してある金額が八億一千万
円あります。これは今中労委が裁定

をいたしておりますので、中労委の裁
定でその点がまとまりますれば、この
八億一千万円は支出することになると
思ひます。但しこれは本年二十三會計
年度内に支出すべき性質のものであり
ます。それから金屬鉱山につきては、
は、やはり同じような關係で昨年暮れ
に賃金の補給に關する費用として、二
億九千万円がつてありまして、最
近これを支出いたしました。石炭につ
きましては先ほどお答え申し上げまし
たように、關連産業について八十億
円の赤字があります。それについて今
の三十億は長期建設の問題がありま
すので、これの融資について考えてお
りませんが、補給する考えは持つてお
りません。

○池田國務大臣 この基礎産業につ
きましての從來の勞賃引上げによりま
す補給金は、商工大臣からお答えにな
つた通りであります。前議會におい
て認められましたこれら三十五億に上
る金額は、將來は一切出しません。從
いまして、これらの産業に従事してお
る労働者の賃金につきては、相当
移動があると思ひますが、かかる移
動につきては財政負担はお断りいた
します。

○神田委員 よくわかりました。そこ
でなおお聞きたいのであります。そ
が、この政府の責めによつて生じた損
害を補填するといふ。しかしながらそ
の補填の方法の問題であります。今
日炭鉱業者のごときは、特に自分の關
連産業に對するところの未拂ひの問題
で、炭鉱経営者自体も困つておること
はもとよりであります。關連産業の
困つておることは言語に絶するものが
ある。そこで伺ひたいのであります。

さういふ重大な段階におきて、政
府が自分の責めに歸するものとして
補償するといふような場合には、重要
な問題であります。石炭の増産を
やる、あるいはまた非鉄の増産をやる
といふことであるならば、關連
産業の支拂ひについて、相当これはお
もんばかつてやらなければならぬもの
じやないか。しかるにこの補償案を見
てみると、復金の肩がわりをするよう
なかつたことになる。もと／＼復金は、
損害があれば政府が負うべきものであ
りますから、復金にもしこれを返す
のだといふだけのことであるならば、
急いで考えなくてもいいじやないか
といふような氣もする。これは大蔵大
臣からさういふわけに行かぬという御
説明があるだらうと思ふ。九原則の關
係で、さういふことだと、このあとで
はできないのだといふように、あるい
は御答弁なさるかもしませんが、私
どもがこれを見ますと、自分の方の
取立てに使つてしまふ。手取り早く言
えば復金に返す方に取つてしまふ。右
手でやつておるが、左手の方では復金
にそれを巻上げてしまふ。これでは
石炭の増産なり非鉄の増産といふもの
が十分できるかどうか。むしろ政府の
責めによつて炭鉱その他が赤字を持つ
ておる。しかもそれらの赤字がやはり
因となり果となつて、さうして關連産
業に對する支拂ひが遅れておるのだか
ら、むしろさういふ方面にこれを流さ
せて、さうして健全企業に導いてやる
といふような方向をとることが望まし
いのじやないか。しかるにこの法案を
見ますと、やることはやるが、それを
復金の償還に取上げてしまふ。これ
では親心がどこにあるかといふやうな

氣もする。石炭のことについては大分
努力もされたとは言つておりますが、
われ／＼は石炭についてはまだ／＼努
力を要求してよろしい。もつとこれは
がんばらせなければならぬ産業である
と考えておるのであります。さうい
う措置にあたりまして、今申し上げ
たやうな点についてはどういふやうな
お考えを持つておられるのか。ことに
最近坑木の問題にいたしまして、關
係業者はもうこれ以上協力できないと
いふやうな声をわれ／＼聞いておる。
これらの点につきては兩大臣はどう
いふやうなおもんばかりをされて、こ
ういふやうな立法をされたのである
か。ひとつ率直に御答弁願ひたいと思
ひます。

○池田國務大臣 今回の交付公債によ
りましたお金は、これは現在炭鉱業者
が困つておるのを救ふという案ではな
いのでございまして、あとくされを早
く片づけようといふのでございませ
う。炭鉱業者の金融につきては、お話
のやうな点をたび／＼聞いておりま
す。この問題とは別個の問題に考慮
いたしております。炭鉱に限らず、
わが國の産業は今度はどうしても考え
方をかえて、自分でやつて行くやうな
計画を立てて行つてもらわなければな
らぬと思ひます。政府はこれに對しま
して全幅の支持をいたす考えでありま
す。なお現下の金詰まり問題につきて
は、われ／＼としてできるだけの
措置をとつております。しばらくその
結果を見るまでお待ち願ひたいと思
ひます。

○稲垣國務大臣 神田委員の御質問に
お答えいたします。先ほど大蔵大臣が
御返答相なりましたように、今度の補

給金の問題は、いわゆるあつくされをなすという意味であります。と同時に、またこれは炭鉱業者にとりまして、借金というものが一つの重荷に相なつておると思ふのであります。そういう点でこの際はつきりとくされをなくすという意味であります。そこで御指摘の関連産業その他が非常に困つておられるという点は、まさにその通りでありまして、それによつて炭鉱業者自身が困つておる。未拂いがあるためにこういういわゆる関連産業から物を買うことができない、というふうな事態に立至つております。この金融措置については、苦心いたしてあります。ことに建設の面におきまして九十四億円を六十億円で打切つたという点において、実際は業者は九十四億円の長期設備をやつたというふうな点におきまして、その差額の三十億というものの融資について、目下関係筋と交渉をいたしておるようなわけでありまして、できるだけ融資についてはわれ／＼心配いたさなければならぬと思つております。それはひいては関連産業にも及びますので、この点は特にわれ／＼心配いたしておる次第であります。

で、政府の責めに帰したのであるから、これは関連産業で困つてゐることも承知しているが、この筋が筋が通るのだというふうな意味の答弁でありまして、大蔵大臣としては私はその通りだと思ふのであります。大蔵大臣は財政の健全化を考へておられるのだから、御自分の方が健全になるように御努力されることは、もとよりだろつと思ふのですが、私は商工大臣としての御答弁をお聞きしております。今の御答弁を消極的なお考えじやないかと思ふ。関連産業が困つてゐる。政府の責めに帰して、これだけの赤字が出ている。そこでその責めに帰して、復金の償還に持つて行けばいいじやないか。私もから言へば、金にかりはかりはない。どちらに償還しよう、負担は炭鉱業者なり非炭金業者なりが軽くなるのだから、復金に借金を返そうと、あるいは未拂いを返そうとかわらないと思ふ。しからば同じ金を使うのに、どつちが増産になるか。こういう問題になつて来れば、やはり借金を返すことも大事でありますけれども、自分の未拂いを整理すること、私は今後事業を継続する上になお大事なことにじやないかと思ふ。そういう重大な問題を財政的に処置して、右から出して左からそれをつとてしまふ。このところが商工大臣としてもつと御努力の筋があつたのではないのか。言いかねれば、これは炭鉱なり電力なり非炭金なりが、将来どういふような状態になるかは別といたしまして、復金の最終の責任者は政府なのでありますから、政府の責めに帰したのを、政府がそれを支拂つて政府が取上げてしまふ。そういうやり方よりも、政府

の責めに帰したものを、その責めによつて赤字が生じておつて、しかも関連産業が非常な金融の重圧を食つておる。自分の支拂いをしてもらえないというふうな方面に、自分の債務を完済したい。またさせるようになさることを商工大臣として十分御検討なさつたのかどうか。どうも今の御答弁によりますと、ただ肩がわりをすればいいではないかというふうな氣持で御処理になつたと思ふ。これはわれ／＼として、そこが納得できない。この点ひとつもつとつ込んだ御答弁を私は願ひたいと思ひます。

○稲垣國務大臣 神田委員のお話もつとも私も存じます。ただこの融資が起きたときの原因が、一時復金の融資で立てかえて拂つておつたので、起つたときの原因にさかのぼつて、やはりこれを復金に返すという建前になりました。またこれは業者といたしまして、復金の責任の赤字の重荷があるというところは、今後の金融処置の上におきまして、非常にたがひがたいことであらうと思ひますので、関連産業については、今申し上げましたように融資の方法をできるだけ早くとりたてたい。こういうことで彼此合せてやつて行きたい。こういうふうに考へておる次第であります。あしからず御了承を願ひたいと思ひます。

○神田委員 どうもほんと来ないのではありませんが、あとの今お述べになられた関連産業の資金の問題、この未拂いの問題については十分考へて行きたい。これはあとの問題として考へて行きたいということでありましたが、私どもに言わせると、これは非常なさしあつた焦眉の問題だらうと思ふ。これらについて、大分確信のあるような御答弁でありましたが、何か具体的な構想でもお持ちになつておられるのではありませんか、その内容を明らかにしていただいて、そうしてわれ／＼の納得するような御説明を願ひたいと思ひます。

○稲垣國務大臣 先ほど申し上げましたように、八十億円のうち三十億円については関係筋に今交渉中で、その了解を得ましたならば、できるだけ即時その手続をはかりたい。かように考へておるのではありません。なおあとの五十億円につきましても、融資についていろ／＼考究いたしておりますが、とありあへず、この配炭公園の中の余剰金をその方へ立てかえて融資しようかという点についても、検討を加えております。その点お答え申し上げます。

○神田委員 検討を加えておられるという点だけでは、私もよくわからないのであります。関係方面との折衝をなさることも、もとよりでありまして、どの程度の検討を加えておられるのか。商工大臣としてはどういふような構想を持つておられるのか。ただ事務的にそれらのことをお述べに骨が折れる。もつと骨が折れないように納得をさしていただく御説明はできないものでありませんか。

○稲垣國務大臣 ただいま申し上げましたように、この三十億円については、ぜひわれ／＼は出したい。かように考へて、関係筋の了解をとることに努力いたしております。この点はとれば、ただちにその手続はとれるだらうと考へております。それからこの配炭公園の余剰金を一時融資するといふ点につきましては、これはやはり向うの了解を得られなければなりませんけれども、向うの了解を得られ次第、ただちに実行できることだと、かように考へているわけで、今その了解を得るために向うと折衝中でありまして。

○神田委員 向うと折衝々々とはかりおつしやるのであります。が、こつちの方は一向折衝なさらずに、突如としてお出しになられる。どうもはなはだ議會輕視の氣が強いことを、私は十分御警告申し上げたいと思ひます。向うとの折衝も、わが國の現下の情勢としては大事だと思ひますが、しかし立法府を輕視されるということは、やはり究極において、本業なりまた関係法案の審議を遅延することになりますから、向うと折衝なさつたことをこちらの方に十分お話なさつた方が納得が行くのではないか。こういうふうに考へますが、これはよく御了承願ひたいと思ひます。

そこで話をかえてお尋ねいたしますが、この補償法案をおつくりになつて、政府の補償金額を決定されたわけでありまして、これらについては業者が納得された金額であるかどうか。言いかねれば、御相談の上でまともな話かどうか。もしまともな話でないという点になりますと、政府が一方的に、自分は補償したつもりであつても、業者はそれは全体の何割の補償である、というふうなことであつてはならないと思ひます。先ほど来、これ以上拂われないのだ。三原則、六原則あるいは九原則で拂われないのだというふうなことを言つておられるようであり

たのかどうか。それらのことを一つ方針として、大臣から御答弁願いたいと思います。

○稻垣國務大臣　電力の問題についての御質問であります。まず第一に神田さんの御質問は、電力が実際に國家管理式的方式でうまく行つてゐるかどうか、という御質問であつたかと思つておりますが、この点については私自身も商工大臣として、前から個人といたしましていろいろ意見も持つておりますので、一体電力をどういう形で持つて行くかということについては研

券をなけりはならぬ。これは電気業員会にかけられて、その答申がほゞ出しておるようでありますが、しかしながらその答申の通りにこれを実行するの可否といったような問題も、考えてみなければならぬと思つております。なお御承知のようにこの電力会社には従來の外國の旧債があります。この旧債と関連して、この電気事業をどういふように編成すべきかということも、考えてみなければならぬというように考へておりますので、根本的の電気企業

の方法については、これを國管式に作るべきであるか、あるいは自由な民間企業にやるべきであるかというような点については、大いに研究しなければならぬと、かように考えております。

それから今の補給金の問題であります。が、大体九月末まで三十九億円ほどの赤字が出ておるのであります。たゞ下期は非常に水の都合がよろしかつたので、下期においては黒字が出ておるのであります。が、常に電気事業では上と下との間に赤黒の違ひがありますので、それを平均いたしますと、どうしても前の補給金は一應償つてやらねば

もないわけでありまして、非常に能率
のよい、しかも優秀な資源を持つてお
る新炭鉱を開く場合には、新たに住宅
が建設されて行くと思います。なお従
来からございます炭鉱の住宅の中でも
、三十年くらいの年月を経過してお
るものも相当数あるわけであります。
それに現在住んでおる人たちもおるわ
けであります。これは順次新しい家に
とりかえて行かなければならぬとい
うことになるだろうと思います。しか
しながらそれにつきまして、ただいま御
指摘のような百四十億ほどの金額を復

金から融資いたしまして、急速に住宅建設をやつたというような行き方とは違つて、今後の分はその企業がその住宅を新たに建てる資金能力があり、すなわち償却の見込みあるりつばな企業体である能力のある場合に、その企業のまかなえる範囲内において建てて行く。こういう形になつて行きます。

○神田委員 渡辺政府委員からの御答弁がありましたが、一人当り三十数万円の予算になつておるように見えておりますので、相当りつばなものができたということを聞いたのでありますが、

りつぽであるともりつぽでないともわからぬ、ごた／＼した御答弁であります、すいぶん莫大な金が出たものであるということを、私は出した方も御存じかどうかというふうに実はお尋ねいたしましたのでありますが、そこで大臣からも答弁してもらおうというつもりであつたのでありますが、これはまだ他日の機会にゆづつて御質問いたしたいと思ひます。

話をまたかえまして、昭和二十四年度の石炭の生産計画は四千二百万トンと確保したいということを傳へられて

おりますが、その通りであるかどうか。そこで四千二百万トンであるというところでありますならば、それは今年度が目標三千六百万トンを達成できないというような状況、それからまたいろいろこの三原則、六原則、九原則によつて相当多くの努力を講じなかつたならば、増産をして行くということ、これはむずかしいのじやないかと思ふ。根本の問題は今政府委員から御答弁がありましたけれども、坑内夫と坑外夫との比率が十分じやない。また一人当りの石炭の炭量もきわめて向上しておらぬという状況のようでありまして、いろいろ配付を受けました資料を見ますと、どうもわれわれ憂慮にたえない面が相当ありますので、これらについて商工大臣はどういうような構想をお持ちになつておられるか。来年度の炭炭計画、またこれを確保することについての構想、いいましようか、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○稲垣國務大臣 たいだいまの御質問の四千二百万トンという問題であります。これは最近司令部のメモランダムによりまして、四千二百万トンを二十四年度においては実現するようにといふことを、言つて参つておるのであります。それに対しては現在の石炭消費の価格及び補給金を増加することなく、また赤字融資によることなく、この目的を達成することが必要である。こういう意味合いのメモランダムが参つております。これが実施は御指摘のようによつて本年三千六百万トンが三千五百万トンにしか参つていないという現実でありまして、なか／＼至難であらうとひそかに憂えておるのであります。

しかしながらこれはどうしても達成することに、われ／＼は努力をいたさなければなりませんので、その方法といひましては、業者にてできるだけ早く企業の合理化を行つてもらうことを、懇願いたしておるのであります。それは結局はやはり先ほど渡邊君から申し上げましたように、坑内外夫の入れかえ——入れかえといひますか、比率の轉換といふことが最も必要に相なつて来るのではないかと考えておるのであります。その点についての措置を強力に実行いたしますならば、この点ではこの目的を達成せられるのではないかと。実際問題といたしましては、御指摘のようによつて一人当りの生産が六トン六分ぐらいの程度でありますけれども、しかしながらこれを時間当りにいたしますと、能率は相当に上つておるのであります。採炭夫につきましては、戦前の能率を超過いたしておる次第であります。今数字は渡邊君から御説明申し上げますが、そういうたわけでありまして、ただ採炭夫が非常に少いといふことが、大きな原因になつておるかと思ひます。その点に力を入れまして、業者との間に折衝をいたしておるような次第であります。

○神田委員 四千二百万トンが来年度の目標であるといふことが、たいだいまの御答弁で明確になつたのであります。これを強行するつもりである。しかしこの手段方法としては業者と十分連絡を密にして、納得の行く方法によつてその目的を達成しよう。こういうお考えのようでありまして、これはもちろんであります。技術の導入とか、機械

の購入とかいろいろあるでありましようが、そういうことはもとより当然でありますので、それはそれといたしまして、そこで大臣は業者と密にしてやるとおつしやつておられるのであります。が、不幸にして業者の方から四千二百万トンに對しまして、確約できないというような際には、今の國管法がそのまゝ續いて参るといたしますれば、業務計画の変更を命ずるというやうな事態も起るだらうと思ひます。そういう場合に業務計画の変更を命じて、出炭四千二百万トンを確保するということを強行して、そのために業者が損害をこうむつた場合においては、むろん補償するといふだけのお腹をきめてお考えになつておられるか。そういうことにはならぬといふこととお考えになつておられるか。その辺の見通しはどうなっておりますか。

○稲垣國務大臣 ごもつともの御質問であります。一体私はある目標なら目標を達成せしめたいといふことのために、強権を發動してやるといつたやうなやり方では、実際に実績は上らないものだといふ考え方を持つておられます。この点は業者の納得の行かれないによつてお話を申し上げ、ぜひその目的達成のために御協力を願う。こういう建前をとつて行きたいと思ひます。強権を發動いたしまして、かえつて実績を上げるゆえんにはならないと私は考えておりますので、どうしても私は業者の方に訴えて、この際ぜひ四千二百万トンの目的達成に御協力を願うように、努力して行きたいと考えているわけでありまして。

○神田委員 たいだいまの商工大臣の御答弁はぜひそういうやうなやり方で成果を上げていただくことを、われ／＼も期待しているのであります。なおいろいろお尋ねしたいこともありまして、非常にお急ぎのようにも承つております。他の質問も出ておるようでありまして、一應事務的な方面は——大臣にもう二、三お尋ねしたいこととございまして、ここで留保いたしまして一次の質問者にお譲りしたいと思ひます。

○今澄委員 それでは商工大臣に、できれば総理大臣にお尋ねをいたしたいのであります。今日の石炭赤字補償の法案の審議に入るに先だつて、政府の施政方針の演説もない。それから商工省が今後の商工行政をどのように運営するかという大きな見通しもつかない。五里霧中の中、この法案が昨日急遽委員会開会中に議案に提案されて、本日の審議に入つておるやうな状態でありまして、もとより予算その他の問題で遅れるといふことも、われ／＼は了承いたさないわけではないのであります。承いたさないわけでは、責任はあつて政府にあるのであつて、われ／＼國會に審議を求めるといふ一言のあいさつがなかつた次第であります。何ゆえに政府はそういう政府の施政方針なり、あるいは商工行政に關する大臣の一端の意見なり、あるいはそれらのもののでき得なかつた弁明なりがなく、この審議が開始されたかといふことについて、商工大臣の意見をたしたいと存する次第であります。

○稲垣國務大臣 総理の施政方針演説は、目下なお関係筋との折衝も残しておりますので、しばらく後にこれを行ふことにお許しを願ひたいと思ひるのであります。それから商工行政につきましても、いろいろ考へておるかといふ御質問であります。御承知のように、われ／＼は今日企業三原則と經濟九原則を、忠実に実施して行く立場に置かれておるのであります。そこで經濟九原則なり、企業三原則を忠実に実行する建前から申しまして、まず商工行政といたしましては、どこまでも輸出産業に重点を置いて行く。こういう建前から、近く商工省においては、輸出を中心とした行政機構にかえて行きたいといふ考え方を持つておるのであります。輸出を重点的に取扱う。同時に今日この九原則を実施するにあたりましては、どうしても集中生産方式を採用いたさなければならぬと存じておるのであります。但し集中生産といふことは、大企業に集中生産ということではありませんが、いわゆる企業の合理化であります。企業の合理化を促進いたしませんければ、單一爲替レートが設定されたときに、日本の産業が萎縮する、あるいは日本の産業が輸出にたえないやうな立場になることをおそれますので、どうしても企業の合理化を促進して行く方法をとりたてて存じておるのであります。もちろん企業の合理化といふことは、私の考え方といたしましては、優秀なる製品と低廉なるコストによる製品をつくつて行く。こういうことに相ならうと存じておるのであります。そういう意味合いにおいての合理化に對して、できるだけ力を盡す。たとえば技術の導入にいたしましても、あるいは機械、設備のとりかえ、そういういたものについて、われ／＼は力を盡しますと同時に、ある場合におきましては、コスト

安の工場に生産が集中されることもやむを得ないではないか。かように考へておる次第であります。もとより輸出産業に重点を置くことと申しましたけれども、輸出産業をして可能ならしめることの基礎産業は、十分に培養して行かなければならぬと思うのであります。それで石炭でありますとか、電力でありますとか、あるいは金属、鉱山その他の点につきましても基礎産業は、これは日本の資源自体によつてやつて行くこととありますから、こういう面についても力を入れさせなければ、輸出産業そのものが成立して行かない。こういうことに相なるかと思ふのであります。そういう建前で、概括的に申し上げまして、そういう考へ方から出発をいたしたいと思つておることを御了承願ひたいと存じます。

○今渡委員 先ほど大蔵大臣は、今後は石炭のかかる赤字補償のような処置は、絶対とらないという強硬な御意見でございました。もとより当然であらうと思ひます。そこで商工大臣は、これまでのように、いわゆる資金の面については、商工省の力によつて資金の調達をし、資材の面については商工省の努力によつて資材の運搬をいたして、日本の産業経済の再建に商工省が大きな力をいたしたことは、御承知の通りであります。ところが今後は九原則並びに三原則その他の問題から、大蔵省なりその他の役所の力によつて、商工大臣所管の権能と言いますか、それらのものが非常に軋肘を受けることは、今の大蔵大臣の御答弁によつても明瞭であります。それらの状況のもとに商工大臣は、わが國の産業並びに経済が、今後円満に發展し得るといふ見通しを持つてございしますかどう。御答弁を願ひたいと思ひます。

○稲垣國務大臣 たいだいまの御質問は、先ほど申し上げましたように、いわゆる輸出産業に重点を置く。それからまた基礎産業にも重点を置いて行くという点につきまして、それらの資材の面、また融資の面についてどうかという御質問であらうと思つておりますが、短期資金につきましては、いわゆる企業の三原則によりまして、赤字融資は許されないと存じますけれども、黒字の方には、いわゆるある期間の運轉融資、その点について別に大蔵大臣においてこれを拒否するということな御答弁ではなかつたと存するのであります。これは大蔵省と緊密なる連絡をとりまして、輸出産業また基礎産業に対する黒字融資につきましては、十分われ／＼は相談に乗つて行く考へております。資材の面につきましては、先ほど申し上げましたように、主として輸出産業に重点を置く。場合によりましては、ある点では國內産業に耐乏を強いるということもあるかと存するのでありますけれども、少くとも輸出産業に対しては資材を集中して行く。またある面につきましては、原料を入れて、その原料をそのまま加工いたしまして、それを輸出いたしまし。言いかえれば、労働輸出ということも考えられ得るのではないかと。これはある意味において失業救済の一面でもありますので、入つた原料を全然國內には使わないで、そのままこれに加工して出して行くといつたようなことも考へるべきではないか。かようにも考へております。その点御承知願ひたいと思ひます。

○今渡委員 商工大臣は、今日の資金資材のきゆうくつな面から、勢い働者の上になんか重点を付けて、一切を労働者の犠牲と労働者の労働力の強化のみによつて切り抜けるというごとき、わが國の産業再編成の方策をとらるゝというごときは、労働省の管下にも及ぼすこととあります。商工大臣は誠に戒心をされて、わが國民主主義下の現在において、それらの労働者の立場をもこれを十分重視した産業経済の再建方式を立てるべきである。私もはかばかしく考へております。この点についてのお考へもついでに承つておきたいと思ひます。

○稲垣國務大臣 これはもう仰せの通りであります。労働者も経営者もこれは一体になりまして今日の耐乏を忍び、日本の経済の事実を上げて行かなければならぬと申すので、先ほど、いわゆる労働輸出と申し上げたことが、あるいは誤解を招いたかと存じますけれども、これは労働者のためにも、いわゆる失業対策の一端であるというように意味で申し上げたのでありまして、決して勤労者を度外視する。あるいはこれに重圧を加えて云々ということはないのであります。むしろ勤労者の勤労意欲を向上することを私は念願いたしておきます。その点については誤解のないようにはお願いをいたしたいと思ひます。

○今渡委員 最初の、いわゆる政府の施政方針が遅れておるといふ問題については、総理大臣の御所管でございします。その施政方針が遅れておるといふ本原因は、予算がでないというところである。しこうしてその予算は、最近の新聞紙上を見ると、内示が遅れておるといふようなことが書いてあります。その予算案作成の責任者は、今のわが國においてはあくまでも政府である。しこうして政府が予算案の作成をなし得ないということに關しては、総理大臣並びに大蔵大臣は責任を負わなければならぬ。今日われ／＼は、そのような施政方針を聞かずして、これらのい／＼の議案を審議しなければならぬという立場において、大蔵大臣の責任ある御答弁を願ひたいと思つております。これは大蔵大臣がお見えになりましたならば、その趣旨を伝えられて、大蔵大臣より御答弁を承りたいと存する次第であります。

○今渡委員 大體大局的な本法案に關

する商工大臣の御意思は了といたしました。細目についてはあらためて御質問を申し上げることにいたしました。一言委員長に質問をいたしておきます。私は二回も商工委員会に出席をいたしましたのでありますが、大野委員長には残念ながら一度もお目にかかりません。別段他に國會の役員として大きな仕事を兼務されているとも見えないう大野委員長は、今後も引続きずつと出られないで、こういうふうな輪番制の理事の委員長でやりになるようなおつもりであるか。それとも大野さんは出て来られるのであるか。ちよつと委員長に御答弁を煩わして私の質問を打ち切ります。

○村上委員長代理 お答えいたします。ただいま党務が非常に多忙でありますから、ここの数日間の問題だろうと思ひますが、党務片づき次第に、必ず大野委員長は出席することになつております。その日に限つて用事ができることについては、われ／＼としても何ともお答えすることができませんが、あなたのたゞいまの御意向はよくお伝えいたします。では川上眞一君。

○川上委員 質問いたしますが、多くの項目にわたります。まず初めに今澄委員が質問がありました。これは登録國債の交付となつておりますが、金額は百四十億ですから、そう小さい問題ではないと思ひます。これは均衡財政の見地から見れば、やはり予算に關係する問題であり、國庫の支出であります。それから復金の方に返つて行くというお話でありましたが、復金の機構がどうなるかということがわれ／＼にはまだわからない。また來年度にお

ける日本の産業に対する補給金政策の問題も、一言も政府から聞いておらぬ。どんなことかわからない。そうして今澄委員も言われたように、施政演説も聞かなければ予算もわからぬ。この法案を審議せよという形で出ている。これが一体あたりまえのことであるかどうかという点について、さつきから御答弁もあつたようでありすが、私は納得することができない。そこでこのことについて政府はこれにあたりにまゐると思ひになるか。これは普通のことではないと思はれるのか。そのことをひとつはつきり御答弁をお願いしたい。これを商工大臣にお願いするという意味ではなくて、これに対して政府としての見解をはつきり述べていただきたいと思ひます。

○稻垣國務大臣 たゞいまの川上さんの御質問であります。当時石炭並びに電力その他については、ある一定の数量を生産することを一つの至上命令なものと見て、どうしてもそれをやつて行かなければならぬという立場から、賃金の改訂の場合におきまして、從來は價格があつたままになつておりましたから、價格の中に賃金の上昇率が含まれておつたのであります。けれども、この價格を前記にすることにいたしましたために、その後賃金を千八百円から四千三百円に切替へるといふ事態が起きました。その差額について一部は企業界の努力によるけれども、一部はどうかとも政府で補償せざれば、予定の三千六百万トンを出すことができなかった。あるいは三千万トンを出すことができなかった。こういう当時の日本再建のための至上命令といたしま

して、基礎産業に特にこういうものを與えるというものは、當時の政府としてはやむを得ずこれを約束いたしましたことであらうと、私は存するものであります。しかしながら今後におきましては、こういう補填、補償ということも、企業三原則に沿つて厳重にこれをやつて行くつもりでありますので、今後にはさうなことをわれ／＼は考へておりません。ただ今までのことについては、これはそういう立場からやつたことであつて、その政府がやつたことに対する約束を今日ここで相殺しよう。こういう考へであります。

○川上委員 私の質問の要求からすれば、はつきりしておるわけですが、私ははつきりしたことを御質問申し上げたのではない。日本の經濟あるいは再建にとつては非常に重大な時期である。二十四年度といふものはきつめて大きな問題の生ずる時であらうという。これは、新聞紙その他によつて感じておりますが、政府から何の一言も聞いておらぬのであります。そうして予算の問題についても、あるいは産業の計画の問題についても、あるいは復金の問題についても、重大な変更があるやに聞きますけれども、しかしながらこのことは一言も政府から聞いておらない。すなわち施政演説もなければ商工大臣の演説もない。予算の提出もない。その場合にこういう数億に達する重大な支出を即座に審議せよというやうな提出の仕方をなさることが、あたりまえのことである。政府は思つておられるのか。このことを私は聞いたので

す。

○稻垣國務大臣 施政方針の演説、その他大藏大臣なり安本長官なりから、

今年度の物動計画なり予算の方針なりを御説明申し上げる機会がまだ参りません。これは遺憾に存する次第であります。これはなお關係筋との折衝が残つておりますので、しばらく御猶予をお願いいたします。さういふものをやらぬとき、さういふものを出すのはどうか、さういふものを出すのはどうか、さういふ御質問でありますけれども、これは私が提案の理由のときにも御説明申し上げましたように、今後二十四年度から健全財政の建前で九原則なり三原則を強く実施して行く。そのときに際しまして、從來のいふゆるあつたものを断つという言葉はどうか存じませんが、とにかく從來実行しなければならなくて実行せしめられぬものを、この際整理いたしておく。さういふ意味合で、しかもそれはこの三十一日が期限に相なつておりますので、実は施政方針演説なんかありませんけれども、至急に御審議をお願いしたい。かように存じて提出いたしました次第でありまして、その点はぜひ御了承願ひたいと思つております。それから今後の商工行政の方針につきましては、先ほどの御質問のときに、大体かいつまんでお答えをいたしました。次第であります。

○川上委員 いや／＼私にはわからなくなつた。來年はやれなくなるからやめる。いよ／＼これは審議がむずかしい。と思う。この日本の再建の方針にしても、九原則にしても何にしても、二十四年度からやれというのじやない。即刻やらなくてはならぬ。來年度になればやれぬから、今年のうちに／＼と片づけて行く。これは非常にインチキだと思ふ。さういふことになるのならば、いよ／＼これは政府の方針を開

かなければ、この審議に入ることはいけないうふにしかわれ／＼には考えられない。來年度でもいつてもやれるのだけれども、それはさういふこと、さういふものがあつて、この際やるといふのであるが別ですが、もう政治の方針として來年度はやれない。さうすれば日本の建直の仕事をいふものは、何だか四月一日までは何をやつてもよいのだ。さういふことにわれ／＼には聞える。これではやはり私は納得ができません。その点はどうかお考えになり

○稻垣國務大臣 同じことを繰返すように相なりますが、私はむしろ四月一日を区切つて、經濟九原則が実施されるとき何となく申し上げておるわけではないので、ただ來年度予算にはそれを中心とした予算が盛り込まれるであらう。さういふことを申し上げたわけであり

○川上委員 やはり私にはわからぬ。これはさういふ一番最初が昭和二十一年からのものがたまつておる。賃金の

値上げに関するだけのように商工大臣はお話になりましたが、電氣なんかは二十一年から二十三年六月まで来ております。二十一年から今日まで及んでおる。これは来年にまわしたところでもまわせるのに違いない。来年にでもまわして、実際に日本の政治、経済の根本方針が立つた上で処理するといふなら、これはわかる。二十一年から今日まで持つて来ておるものを、この年度まぎわに処理しなければならぬといふくらいつは、これはやはり十分納得ができません。これは来年になれば何でもきぬようになるから、どうしても今年の間に片づけておいて、独占金融資本家にこのどさくさに金をくれてやろう。こういうこと以外には考えられないのですが、その点はいかがですか。

○稲垣國務大臣 これはそういう意味では絶対にございませぬ。ただ提案の理由にも申し上げましたように、企業自体といたしましても、この新勘定の赤字があるならば、集排法の適用におきましてあるいは別箇の会社をつくる。こういう場合この負担があるというところは、集排法その他において実際問題として分割をすることができない。こういったような面もあるわけでありまして、これを強力にやるように、二百萬トンを將來出すというためにも、これは企業者自体にとつて処理してあげることが必要であるのであります。そのほかまた復金につきましても、大体復金はこれから整理されるという段階にあるのでありまして、これがいわゆる独占金融資本家の援助というわけではございませぬ。復金は御承知のように政府全額出資でありまして、決して独占金融資本家云々という

お尋ねは当たらないだろうと私は存じておるのであります。

○川上委員 この点についてはもう少しく御質問したいことがあります。その点は留保しておきます。

第二に、実はこれは総理大臣から御答弁を受けたのであります。けれども、かかわつて商工大臣にお聞きしたい。きよ本会議においても民主党のお方が、大臣の施政演説がないうちに議案の審議をするのは困る。これはおかしい。こういうことは開關以來きよ本言われた。商工大臣の御所屬の政党のお方が、商工大臣はこれはあたりまえだと思ひになりますか。あるいは普通じやないと思ひになりますか。

○稲垣國務大臣 民主党のどなたが御質問なさつたか、私実はその席におられ民自党と協力して連立をもつて強力にやつて行きたいという側の人は、そういうことを全然考へておらぬことをお答え申し上げておきます。

○川上委員 この問題でもう少しありますが、これは留保いたしまして、二十一年からのものなんです。これは今一時に百數十億の金を支出するといふことになる。二十一年から今日まで、さきの商工大臣の御説明では、業者との折衝があつてそういうことはかどらなくて非常に延びた。こういう御説明なんです。これは二十一年以降全部そういう形で今日まで延びたのですか。これは元來前回の議会の追加予算において、二十六億はすでに支出しければならぬものであつたのじやない

かとわれ／＼は考へる。あの時分には何にも問題がなかつた問題じやない。それをあのとき処理しないで今日まで持つて来ておる。そうして今日になつて、二日三日の間に年度がかわるからすぐやつてしまへ。こういうふうになつた理由はどうもはつきりしないのですが、しかもこれが二十一年から続いておるということになるとどうもはつきりしない。これは一体どういう形になつておるのですか。

○稲垣國務大臣 これはいろいろな理由があります。関係筋との折衝の問題もあり、業者との折衝の問題もあり、それからまたその過程におきまして、これは將來の価格をきめる場合に價格の中にこれを織り込もうというふうな話もありまして、その價格の中に織り込む時期を待つておつたところが、價格の値上げを押えられた。こういうふうな点もありまして、その間にいろいろな経緯があつて今日まで遅れたわけでありまして。

○川上委員 交付公債そのものについてお尋ねしたいのですが、大蔵大臣がおられませんか、この問題は留保いたしておきます。

その次にちよつとお聞きしたいのですが、商工大臣の御説明では、これはやはり炭鉄の救済になる。やはり赤字勘定の整理であつて、炭鉄の救済だと言われた。大蔵大臣は、これは炭鉄には何も関係がない。これは銀行にくれてやる金だ。こういうふうに言われたのですが、これは両方のお方がちよつと違ふと思うのですが、私の聞き間違ひでなければその点御説明を願ひたい。

○稲垣國務大臣 これはどうもちよつと御質問の趣意がわからないのですが、大蔵大臣も、これは銀行の救済になるだけで、炭鉄の救済にはならないのだというふうな話はなさらないかつたらうと私は思ふのであります。炭鉄がこれだけの赤字を背負つておるの、赤字がなくなるといふことは、炭鉄といたしましてはその負担がなくなることでありまして、大蔵大臣がさうなことをお話なされたか、私も横で聞いておりました。さうな意味ではなかつたと思ひます。それで、それでありまして、先ほど申し上げましたように、集排法の適用の場合においても、非常に業者は利益をこうむるし、またこれだけの借入金に対する利息もまぬかれるわけでありまして。ただ先ほど誤解が出ましたのは、おそらく神田委員のお尋ねに對して、しからばなぜ復金へ返さないで関連産業へ返したかといふようなお話についての問題と、御混同になつたのではないかと思ふのであります。関連産業については、私は先ほど神田委員にお答え申し上げたように、他に方途を考究中でありまして、そこで、大蔵大臣は、炭鉄業者には何ものもないのだ。銀行業者には云々と云われた。かように仰せられるが、私はさうには存じないのであります。もちろん炭鉄業者は赤字がそれだけなくなるのですから、負担が軽くなることはもちろんであります。

○川上委員 そういふわけでありまして、この法案の趣旨を見ても、御説明でも、結局今まで事業家の責任に帰すことのできぬもので、政府が何とかしなくちやならぬようなことになつたものに対して、二十一年以來のもの

を交付してやる。こういうことになつておる。今實際の状況は、御説明になつたように、くれてやれば企業家には實際の金は残らない。そしてそれは債務の償還になつてしまふ。こういう御説明だつたのです。ところが企業家の責任じやなくて、政府の責任で片づけなければならぬ問題は、炭鉄の赤字とかいふものだけじやなくて、炭鉄の方は今まで賃金をもらつておらぬ。八割ぐらゐりよりもらつていない。ひどいごろには七割ぐらゐりよりもらつてない。そこで運配が頻々と行われておる。関連産業は金の支拂いを受けられないで非常に困つておる。この労働者が賃金を受けられないで困つておるといふような問題、こういう問題は、これはやはり政府の責任だと思ふ。今の形については、この賃金不拂い、あるいは賃金の減額、遅配、あるいは関連産業に対する打撃といふようなものは、政府が當然責任を持つてやつて行かなくちやならぬものは、資本家の赤字だけじやない。その点についてはどうお考えになりますか。

○稲垣國務大臣 これは先ほどたびたび申し上げましたように、当時この産業に政府が介入いたしておりました関係で、これに對して政府が補填をする。こういうことでありまして、全体の産業に對して、一体政府の責任があるかないかという問題を取上げますれば、あるいはいかなる産業に對しても責任があるとも言えます。責任がないとも言えるだろうと私は思ふのであります。そういう問題とは少し異なつておるのでありまして、賃金の値上

げ、資金の改訂といったような問題について介入したときに、これを價格の面で操作することができなかつたために、一時政府において融資をした。その融資は政府が当然負担すべきものを負担したのである。こういう形であるのでありますから、その点は誤解のないようにお願いしたいのであります。

○川上委員 そうしますと、これを解決した時に政府が介入して来た。そうしてそれを処置しなくちやならぬことになつておつたならば、この前の追加予算提出の時に、そのものは確定しておつた。どうしてその時に処理しなかつたのですか。

○渡邊(誠)政府委員 この点につきましては、政府の責任に帰すべきものの、企業に責任を帰すべきものというの仕訳をいたしますのについて、なお議論の余地が残つておりましたために、総額が決定していませんでした。が、當時明確なるものを、しかも事業に支出することを必要と考えたものだけを分離して、提出したわけでございませう。

○川上委員 そうすればそのときには、政府の責任に帰すものと企業の責任に帰すものとが、はつきりしなかつた。それがはつきりしたのはいつですか。この日にちを伺いたい。

○渡邊(誠)政府委員 はつきりいたしました時期と申しますのは、日にちは私も本日はつきり覚えておりませんが、私も、本年に入りましてから、二月に大体確定したと思つております。

○川上委員 そういたしますと、このものは政府の施政演説をしない、予算も提出しないうちにかけであるのです。それをどうしてきくうまでこれを

かけなかつたのか。どうせそういうことをするならば、もう少し早く議會を開かれて提出すべきだ。ところがやつぱりこれは提出しない。このごろになつて来てこれを出したというのならば、話は多少わかるけれども、やはり最後まで押しつめて日にちのないようにして、あまり審議させないようになん／＼やつてしまおう。年度内に片づけてしまおう。來年は公債も発行できないうちになるのだから、今年のうちにやつてしまおう。こういうような形をとつたとか考えられないが、これはどういふわけか。

○稻垣國務大臣 これは十九日から開かれたのでありますから、そのときに提出すればよかつたのですが、その間に一週間ばかり日にちが経つております。しかしこれは關係方面の了解を得るのになん／＼手間が取れまして、昨日も懇談会にしていたいて、ちやうど懇談会の席上へようやくオー・ケーが取れて来たという実情でございまして、決してことさらに遅らしたわけでも、あるいはことさらに短かい期間にして御審議を急いでもらおう。そういうような考えは一つもないのであります。これは早くやつていただくように、二十二日に提出したいというつもりで、關係筋と折衝しておりましたが、關係筋の了解を得るのが遅れましたので、昨日の朝ようやく提出した。こういう次第でありますから、どうかあしからず御了承願ひます。

○川上委員 その問題についてもなお承れない点が私にはあります。これは後日に譲ることになりました。次に赤字の問題についてお聞きしたい。赤字の問題は炭坑、電気、鉱工

業、つねに赤字を言つておる。この点については先今渡邊委員からも御質問があつたのであります。これについてはいささかお聞きしなければならぬ。先日の赤字の原價計算の鑑査の問題について、安本の方でやつておつて、その方のやり方については、それを取寄せて回答するといふ大臣の御答弁があつたのであります。この原價計算の場合に、これが赤字の問題に關係して来る。そこでこの原價計算の問題にどうしても触れて来なければならぬ。赤字の問題、そうならばこれは安本だと御答弁になるならば、きよう質問しても意味をなさないのでありますが、これはいかがでしようか。

○稻垣國務大臣 御希望がありましたので、物價廳の説明員より答弁いたさせます。

○川上委員 そうすれば問題が物價廳の方にあります。どうぞいいますか。

○稻垣國務大臣 そうでございます。

○川上委員 それならばこの問題について、物價廳長官の御出席を要求しておきます。この問題は私は少し長いかかと思ひますので、質問はきようは留保いたします。長官の御出席をお願いいたします。

その他数点お聞きしたいことがあるのでございます。石炭の増産の問題であります。この増産の問題は、商工大臣の御説明によつても、四千二百萬トンの計画に対しては、これは赤字の問題と影響しますが、強権発動ではいかぬ。よくこれは業者その他と十分連絡をとつてやらなくちやいけないうい御答弁があつた。ところが業者の問題ではなくて、今労働者は賃金を十

分にもらつておらぬ。争議ははなはだしく弾圧されておる。そして十分な生き方を決してしておらぬ。その上に実に膨大な税金をとられておる。その税金はまだ政府の方針を聞きませんから、はつきり言えないのですが、新聞紙なんかで聞くとところによると、本年度の税金は膨大な数字ではないかと考えられる。それに対して労働階級が、これは困るといふことを言つと、はなはだしく押えられてゐる事実も一ぱいあるわけですが、こういう形で四千万トンの増産が可能であるか。勤労意欲を向上させなければいかぬといふことではあります。こういう形で勤労意欲が一体向上するものであるかどうか。その上に今度の企業合理化が必す、企業合理化では百數十萬の失業者が出るといふことを政府は言つておられる。実際には数百万の失業者が出るに違ひない。官業だけでも六十萬を首切りすると言われている。かような形で強権発動をすると言われまして、勤労意欲を向上し、相提携して四千万トンの出る。こういう自信が商工大臣にはおありでありますか。その点を一つお聞きしたい。

○稻垣國務大臣 御承知のように、各炭坑におきましては生産協議会がつくられております。私が業者とよく話合つて、業者の御協力によつてこれをやると言つた意味は、業者としてはまた山元において、生産協議会において、勤労者との間にいろいろお話し合ひになることと私は確信をしております。そこで先ほども申し上げましたように、結局坑内夫と坑外夫の比率の轉換といつたような問題、この轉換をわれ／＼は希望いたしておるのであります。これによつて炭坑方面におけるところの失業者といふものを出さないで、いわゆる炭坑内の位置の轉換といふようなことで行けるのではないかと、かように考えております。従つて私ができるだけ業者と、と廣く言ひました意味は、業者を通じて生産協議会をも含んでおることを御了承願ひつて、それでこの目標に向つて御協力を願ひつてもおるわけでありませう。そういたしますれば、何とかこの目標を達成することができるとはなないかと、考へておる次第であります。

○川上委員 私の質問は、今の問題についていさ／＼少しありますが、これを留保します。それから交付公債そのものに關する質問は留保します。それから電気並びに石炭の赤字の問題、それから原價計算の問題、この問題については、いろいろお聞きしなければならぬことがありますが、今物價廳長官がおられませうから、この御出席を願つて質問いたしたいと思ひます。本日はこれで打ち切りたいと思ひます。

○村上委員長代理 本日はこの程度にとどめまして、次会は明二十六日午前十時より再開することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後五時十三分散會

昭和二十四年四月九日印刷

昭和二十四年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局